居宅療養管理指導 重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号)」第 8 条及び第 91 条の規定に基づき、指定居宅療養管理指導サービス提供契約締結に際して説明するものです。

1. 指定居宅療養管理指導サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会医療法人 弘仁会	
代表者氏名	理事長 秋山 眞一郎	
主たる事業所の所在地	〒612-8034 京都市伏見区桃山町泰長老 115 番地	
電話番号	075-622-0701	
設立年月日	昭和 42 年 4 月 7 日	

2. 利用者に対してのサービス提供する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	社会医療法人弘仁会 大島病院	
サービスの種類	居宅療養管理指導	
事業所の所在地	〒612-8034 京都市伏見区桃山町泰長老 115 番地	
電話番号	075-622-0701	
事業所番号	2610902245	
管理者の氏名	院長 長谷川 千夏	

(2) 事業の目的及び運営の方針

社会医療法人弘仁会大島病院が実施する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導(以下「居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する 事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という)に対し、適切な 居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

指定居宅療養管理指導等の提供に当たって、要介護者等がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

居宅療養管理指導等の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは 福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合 的なサービスの提供に努める。

(3)サービス提供可能な日と時間帯

	月曜日から金曜日	
サービス提供日	ただし、国民の祝日(振替休日を含む)及び年末年始(12月 30~31日、	
	1月1~3日)を除きます。	
サービス提供時間	午前9時から午後5時(電話等により、24時間連絡可能な体制をおく)	

(4) 事業所の職員体制

管理者	院長 長谷川 千夏	
職種	職務内容	人員数
医師	 通院が困難な利用者に対して、利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づいて、居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。利用者、家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導、助言を行います。 利用者、家族に対する指導又は助言については、文書等の交付により行うよう努めます。 文書等により指導、助言を行った場合は当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存し、口頭により指導、助言を行った場合は、その要点を記録します。 	常勤 1 名以上

3. 提供するサービスの内容及び費用について

(1)提供するサービスについて

サービス区分と種類	サービスの内容		
居宅療養管理指導	要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、医師が、通院困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。		

(2)提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について 介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表)の 1割~3割です。(負担割合によって異なります)

サービス提供者	居宅療養管理指導料	(基本料金)	介護保険適用 料金 (自己負担額: 1割の場合)
	医師居宅療養管理指導 I 1 ※ 単一建物居住者が一人の場合	5,150円	515円
	医師居宅療養管理指導 I 2 ※ 単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	4,870円	487円
医師が行う場合	医師居宅療養管理指導 I 3 ※ 単一建物居住者が 1 0 人以上の場合	4,460円	446円
※月2回まで	医師居宅療養管理指導Ⅱ1 ※ 単一建物居住者が一人の場合	2,990円	299円
	医師居宅療養管理指導Ⅱ2 ※ 単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	2,870円	287円
	医師居宅療養管理指導Ⅱ3 ※ 単一建物居住者が10人以上の場合	2,600円	260円

(3) その他の費用について

交通費	居宅療養管理指導の提供に要する交通費について当院では無料で行っております。
キャンセル料	キャンセル料は不要とします。あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、お申し出ください。事前に、キャンセルが確認できる場合はお早めにご連絡ください。

(4) 利用料、負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払方法について

① 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法	アイ	利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 上記に係る請求書は利用月の翌月に明細を添えてお届けします。
② 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等	アイ	請求月の末日までに、下記の方法によりお支払ください。 事業者指定口座への振込現金支払いお支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。

(5) 居宅療養管理指導事業者の禁止行為

居宅療養管理指導事業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除、庭掃除など)
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為 (利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧ 利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

4. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が 行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行なわれてい ない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも 利用者が受けている要介護認定の有効期限が終了する30日前にはなされるよう、必要な援 助を行うものとします。
- (3) 従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

5. 事故発生時の対応方法について

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

6. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、従業員に対する虐待防止を啓発・ 普及するための研修を実施しています。

7. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及 族に関す 保持につい	る秘密の	① ② ③ ④	事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)はサービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
		1	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議
			等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人
			情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で
			利用者の家族の個人情報を用いません。
		2	事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙に
個人情報	の保護に		よるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意を
ついて	() PRIZIT		もって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしま
		す。	
		3	事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

8. 身分証携行義務

居宅療養管理指導を行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家 族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

9. 心身の状況の把握

居宅療養管理指導の実施に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

10. サービス提供の記録

- ① 文書等により指導又は助言を行うように努め、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存します。口頭により指導又は助言を行った場合は、その要点を記録します。その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

11. 衛生管理等

- ① サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定居宅療養管理指導事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

12. サービス提供に関する相談、苦情について

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

 事業所相談窓口
 対応時間
 平日)午前9時~午後4時30分 土曜)午前9時~午前11時30分 土曜)午前9時~午前11時30分

 苦情受付
 社会医療法人弘仁会 大島病院 事務長 電話075-622-0701 (FAX 075-612-3080)

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	京都市伏見区役所保健福祉センター 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	電話 075-611-2278
	京都府国民健康保険団体連合会介護保険課介護管理係相談担当	電話 075-354-9090

14. 重要事項説明の年月日

令和 年 月 日

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号)」第 8 条及び第 91 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

医療機関名 社会医療法人弘仁会 大島病院

事業所住所 〒612-8034 京都市伏見区桃山町泰長老 115 番地

代表者氏名 理事長 秋山 眞一郎